

# 南アルプス市宅配ボックス購入費補助金 Q&A

## 質問一覧

対象製品 (3 ページ)
Q1. どのような宅配ボックスが対象となりますか。
Q2. インターネットにおいて通販やフリマアプリで購入した物は対象になりますか。
Q3. 購入した宅配ボックスは移動等できないように固定が必要ですか。
Q4. 郵便ポストと宅配ボックスの一体型は対象になりますか。
Q5. 宅配ボックスは補助対象になりますか。

申請条件 (4～6 ページ)
Q6. 令和 6 年 7 月 10 日より前に購入した物は、補助の対象になりますか。
Q7. 申請はいつまで可能ですか。
Q8. 補助対象者の条件はありますか。
Q9. 申請は何回できますか。
Q10. 購入・設置後にすぐ破損や盗難の被害に遭ったため、新しいものを買いました。再度補助金の申請はできますか。
Q11. 申請者と領収書の宛名（購入者）が違う場合、申請は可能ですか。
Q12. 請求書の口座は、家族名義の口座でも振り込めますか。
Q13. 1 つの戸建住宅に 2 世帯で暮らしております。この場合、2 つ分の補助が出ますか。
Q14. 宅配ボックスが付属する新築住宅（建売住宅）を購入した場合、補助対象となりますか。
Q15. 現在新築戸建住宅を建設中であり、宅配ボックスも設置予定です。この場合、補助の対象となりますか。
Q16. 集合住宅に共同使用目的で複数の宅配ボックスを購入する場合、複数分の宅配ボックスは補助対象となりますか。
Q17. 集合住宅に、所有者や管理会社が各部屋用に個々の宅配ボックスを購入した場合、補助対象となりますか。
Q18. 事業所や会社に設置した宅配ボックスは補助の対象になりますか。
Q19. 事業所との併用住宅に宅配ボックスを設置する場合は補助の対象になりますか。

対象経費 (6～7 ページ)
Q20. 補助金の申請額は税込み、税抜きのどちらになりますか。
Q21. 補助金申請額に 100 円未満の端数が生じた場合はどうなりますか。
Q22. 盗難防止のための別売りの鍵、ダイヤル錠等の購入経費も補助対象となりますか。
Q23. 宅配ボックスを固定するための設置費、工事費、配送料や運搬費等は補助の対象になりますか。

Q24. クーポンやポイントを使って購入した際もその分の金額は補助金の対象になりますか？
Q25. 商品券等を使用して宅配ボックスを購入した場合は補助の対象になりますか。
Q26. クレジットカードや電子マネー決済で支払いした場合は補助の対象になりますか。

申請書類 (7～8 ページ)
Q27. 申請書以外に必要な書類は何がありますか。
Q28. 集合住宅に個人使用目的で購入する場合の所有者、管理会社名の記載は本人の直筆でないといけませんか？また、別途同意書は必要ですか？
Q29. 申請書兼請求書の記載内容を訂正することはできますか？
Q30. 申請書兼請求書を提出する際に押印を忘れてしまいました。押印の代わりに、自筆でのサインでも問題ありませんか
Q31. 領収書は原本の提出が必要ですか。
Q32. 領収書またはレシートの代わりに納品書または請求書の提出は可能ですか。
Q33. クレジットカード決済の場合、領収書には支払日ではなく注文日しか記載がされていませんが、支払日（購入日）とみなすことは出来ますか。
Q34. どこに申請すればよろしいですか？

補助金交付 (8 ページ)
Q35. 申請書等を提出してから、補助金が口座に入金されるまで、期間はどのくらいかかりますか。

制限等 (8 ページ)
Q36. 補助金の交付を受けた宅配ボックスの使用期間などの制限はありますか。

## 対象製品

Q1. どのような宅配ボックスが対象となりますか。

A. 以下の要件を満たした宅配ボックスが対象となります。

- ① 県及び市の要綱の適用日である、令和 6 年 7 月 10 日以降に購入された物。
- ② 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有する物。
- ③ 宅配荷物の受け取りを可能とした仕様の物。
- ④ リース、レンタル、自作でない物。
- ⑤ 戸建住宅または集合住宅で使用される物。

Q2. インターネットにおいて通販やフリマアプリで購入した物は対象になりますか。

A. Q1 の内容を満たしていれば対象になります。但し、申請時に購入金額、購入日、購入店名、購入者氏名、商品名が分かる領収書等の提出が必要です。

Q3. 購入した宅配ボックスは移動等できないように固定が必要ですか。

A. Q1 のとおり、宅配ボックス本体に施錠等の盗難防止機能を有することが必要となるので、宅配ボックス本体の固定の有無については必要としていません。

Q4. 郵便ポストと宅配ボックスの一体型は対象になりますか。

A. Q1 の要件を満たしていれば、一体型も補助対象とします。

Q5. 宅配バックは補助対象になりますか。

A. Q1 の要件を満たしていれば、補助対象とします。

## 申請条件

Q6. 令和6年7月10日より前に購入した物は、補助の対象になりますか。

A. 対象になりません。要綱の規定により令和6年7月10日から適用としております。

Q7. 申請はいつまで可能ですか。

A. 購入から5ヵ月以内の申請が必要です。本事業は令和6年度、7年度の2ヵ年を予定しておりますが、令和6年度の申請受付は令和7年3月15日までです。なお、同一年度内に購入した物が対象になるため、令和7年3月16日から令和7年3月31日の間に購入された物は申請できません。また、申請期限前であっても、予算の上限に達した時点で受付は終了させていただきます。

Q8. 補助対象者の条件はありますか。

A. (1) 戸建住宅、集合住宅に個人使用を目的として購入した場合は次の①～③を満たし、かつ、その住宅に居住する者が対象です。

①申請時に本市の住民基本台帳に記載されていること。

②補助対象者及び同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。

③補助対象者及び同一世帯全員が南アルプス市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員と関りが無いこと。

(2) 集合住宅に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合は次の①～③を満たす当該集合住宅の所有者または管理会社等が対象です。

①個人の場合は、補助対象者及び同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。

②法人の場合は、当該法人に係る市税等を滞納していないこと。

③補助対象者が（個人の場合は同一世帯全員を含む。）南アルプス市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員と関りが無いこと。

Q9. 申請は何回できますか。

A. 個人使用を目的とする場合、1世帯につき、1回限りです。

集合住宅で共同使用を目的とする場合は、1棟につき、1回限りです。

Q10. 購入・設置後にすぐ破損や盗難の被害に遭ったため、新しい物を購入しました。再度補助金の申請はできますか。

A. 1世帯につき、1台、1回限りとしております。そのため、再度申請はできません。

Q11. 申請者と領収書の宛名（購入者）が違う場合、申請は可能ですか。

A. 申請者と領収書の宛名は同一人物であることが必要です。レシート等で購入者の名前がない場合は、本人確認を行います。

Q12. 請求書の口座は、家族名義の口座でも振り込めますか。

A. 家族含め他人名義の口座では振り込めません。申請者本人名義の口座を記入してください。

Q13. 1つの戸建住宅に2世帯で暮らしております。この場合、2つ分の補助が出ますか。

A. 1世帯につき、1台、1回限りとしているので2つ分の補助が出ます。ただし、それぞれの世帯ごとの申請が必要のため、同一の名前での申請や領収書は認められません。

Q14. 宅配ボックスが付属する新築住宅（建売住宅）を購入した場合、補助対象となりますか。

A. Q8の補助対象者の条件を満たし、提出する必要書類が揃っていれば宅配ボックス本体購入価格のみ補助対象となります。必要書類についてはQ27をご参照ください。

Q15. 現在新築戸建住宅を建設中であり、宅配ボックスも設置予定です。この場合、補助の対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、Q14同様に各種条件を満たしている必要があります。

Q16. 集合住宅に共同使用目的で複数の宅配ボックスを購入する場合、複数分の宅配ボックスは補助対象となりますか。

A. 一度に申請していただければ補助対象となります。要綱において、集合住宅に共同使用を目的として購入する場合、1棟につき1回限りとしており、個数制限は設けておりません。補助金額は集合住宅の戸数または購入された宅配ボックスの合計の扉数により決定します。

Q17. 集合住宅に、所有者や管理会社が各部屋用に個々の宅配ボックスを購入した場合、補助対象となりますか。

A. 購入した宅配ボックスの所有者が集合住宅の所有者や管理会社であれば対象となります。現在居住されている方が引っ越した場合、新たに居住された方が引き続き使える場合は、共同使用目的とみなし補助対象とします。補助金額は集合住宅の戸数または購入された宅配ボックスの合計の扉数により決定します。ただし、Q16同様、申請は1棟につき1回限りとしておりますので、1度の申請分だけが補助対象です。

Q18. 事業所や会社に設置した宅配ボックスは補助の対象になりますか。

A. 対象外です。本補助金は戸建住宅、集合住宅に居住する者が個人使用をするため、また、集合住宅において共同使用を目的で使用する宅配ボックスが対象となるからです。

Q19. 事業所との併用住宅に宅配ボックスを設置する場合は補助の対象になりますか。

A. 本市の住民基本台帳にて、併用住宅への居住が確認できれば補助の対象です。Q8をご参照ください。

### 対象経費

Q20. 補助金の申請額は税込み、税抜きのどちらになりますか。

A. 補助金申請額は税抜きとなります。

Q21. 補助金申請額に100円未満の端数が生じた場合はどうなりますか。

A. 100円未満は切り捨てです。

例) 補助申請額の計算を行ったところ5,550円となった。この場合、補助申請額は5,500円となります。

Q22. 盗難防止のための別売りの鍵、ダイヤル錠等の購入経費も補助対象となりますか。

A. 購入した宅配ボックスの仕様上、別売りの鍵やダイヤル錠等を購入する必要がある場合は補助対象とします。ただし、元々施錠等の盗難防止の機能が無い物に、ご自身で手を加えて施錠等を可能とした物につきましては、自作の物とみなし補助金の交付はいたしません。

Q23. 宅配ボックスを固定するための設置費、工事費、配送料や運搬費等は補助の対象になりますか。

A. 対象外です。宅配ボックス本体の購入費、盗難防止用の別売りの鍵、ダイヤル錠等の購入経費が対象です。

Q24. クーポンやポイントを使って購入した際もその分の金額は補助金の対象になりますか？

A. クーポン、ポイント分は補助の対象とはなりません。その分を控除した実際に支払った金額が補助対象経費になります。

Q25. 商品券等を使用して宅配ボックスを購入した場合は補助の対象になりますか。

A. 金券等で購入した物は補助の対象になります。

Q26. クレジットカードや電子マネー決済で支払いした場合は補助の対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、購入金額、購入日、購入店名、宛名、商品名が分かる領収書またはレシートの提出が必要です。

### 申請書類

Q27. 申請書以外に必要な書類は何がありますか。

A. 次の5つが必要になります。

①領収書またはレシート（購入金額、購入日、購入店名、宛名、商品名の記載があるもの）

※レシート等に宛名がないものにつきましては、本人確認をさせていただきます。Q11をご参照ください。

②市税納付状況等の確認に係る同意書（他市町村からの転入の場合は、居住していた市町村の納税証明書または非課税証明書、世帯全員分）

③商品カタログ等、仕様が分かるもの

④宅配ボックス設置後の状況が分かるカラー写真

⑤他、市長が必要と認める書類

Q28. 集合住宅に個人使用目的で購入する場合の所有者、管理会社名の記載は本人の直筆でないといけませんか？また、別途同意書は必要ですか？

A. 本人の直筆でなくても構いません。また、別途同意書は必要としておりません。ただし、申請内容に虚偽が発覚した場合は補助金の交付をいたしません。補助金交付後に虚偽が発覚した場合は返還を求める場合があります。また、虚偽の記載により申請者と管理会社の間でトラブルが発生した場合は、市は一切の責任を負いかねます。

Q29. 申請書兼請求書の記載内容を訂正することはできますか？

A. 補助金申請額（交付請求額）につきましては訂正することが出来ません。新しい申請用紙に記載をお願いします。それ以外の訂正につきましては、訂正印により可能です。

Q30. 申請書兼請求書を提出する際に押印を忘れてしまいました。押印の代わりに、自筆でのサインでも問題ありませんか。

A. 自筆のサインは認めておりません。必ず押印をお願いします。

Q31. 領収書は原本の提出が必要ですか。

A. 必要事項の記載があれば、原本、写しは問いません。

Q32. 領収書またはレシートの代わりに納品書または請求書の提出は可能ですか。

A. 納品書や請求書では代金の支払いが確認できない為、不可です。

Q33. クレジットカード決済の場合、領収書には支払日ではなく注文日しか記載がされていませんが、支払日（購入日）とみなすことは出来ますか。

A. その場合、注文日を支払日（購入日）とみなします。

Q34. どこに申請すればよろしいですか？

A. 環境課または各支所の窓口に申請をお願いいたします。必要書類につきましては市のホームページをご確認ください。ダウンロードが可能です。

## 補助金交付

Q35. 申請書等を提出してから、補助金が口座に入金されるまで、期間はどのくらいかかりますか。

A. 概ね 1 ヶ月を予定しております。申請状況により多少前後する場合がありますのでご了承ください。

## 制限等

Q36. 補助金の交付を受けた宅配ボックスの使用期間などの制限はありますか。

A. 使用期間の定めはありませんが、補助金を受けた 5 万円（税抜）を超える宅配ボックスについては、県要綱第 10 条、本市要綱第 9 条により、金属製のものは 3 年、そのほかの物は 2 年を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはなりません。